

# 株式会社 留学ジャーナル

〒160-0016 東京都新宿区信濃町34 JR 信濃町ビル 6F  
TEL: (03) 5312-4421 FAX: (03) 5312-4465  
観光庁長官登録旅行業第1695号  
一般社団法人日本旅行業協会 (JATA) 正会員

## 査証手配 (申請書類作成代行・申請代行) 条件書

渡航に必要な査証 (以下「ビザ」といいます。) の手配は、申し込み者の希望に応じて、観光庁長官登録旅行業第1695号の株式会社留学ジャーナル (以下「当社」といいます。) が行います。

ビザとは、訪問する国・地域の在外公館等が訪問者の渡航や入国申請について権利を与えるもので、入国を保証するものではありません。ビザ保持者の各国・地域への入国は渡航先の入国審査官によって判断されます。留学先国や申込者の留学居住地域によって、または渡航予定日まで十分な時間がない場合は、ビザの代理申請等ができない場合もございます。従ってビザの代理申請は、ビザの取得を保証するものや、入国を保証するものではありません。ビザ申請書類作成・代理申請 (以下「ビザ手配」といいます。) は、申込者と当社との間で標準旅行業約款渡航手続代行契約の部の定めるところにより、本条件書を持って締結します。

### 1. 契約の申込みと成立

ビザ手配のお申込みは、ご来室によるカウンターでのお申込に加え、電話やメールでの申込ができます。申込契約は、当社が申し込みを承諾する旨の通知「ビザ (査証) 申請書類作成・代理申請申込確認書 (以下「確認書」といいます。)」を発行したときに成立するものとしてします。但し、ビザ手配のための「必要書類案内」を通知することで確認書に替えさせていただく場合があります。また、当該契約においてeメール等による確認書を発する場合は、当該通知が申込者に到達した時に成立するものとしてします。

### 2. 費用の支払い

ビザ申請書類作成・代理申請申込確認書の発送後、該当する請求書をお送りいたします。請求書に記載されている期日までに当社が指定する方法により、以下に記載する申請書類作成料または代理申請料ならびにビザ申請料実費をお支払いください。なお、日本に移住されている外国籍の方は、次表のとおり料金が異なりますのでご注意ください。

#### ■ 学生ビザ / 就学許可代理申請 (申請書類作成代行・面接予約手配・代理申請料 / 税込)

	日本国籍者	外国籍者		日本国籍者	外国籍者
アメリカ (SEVIS)	33,000 円	55,000 円	アイルランド	—	—
カナダ	33,000 円	—	フランス	—	—
オーストラリア	33,000 円	55,000 円	スペイン	33,000 円	—
ニュージーランド	33,000 円	55,000 円	イタリア	—	—
イギリス	33,000 円	—	マルタ	—	—

#### ■ 電子渡航認証 (許可) / 代理申請 (申請書類作成代行・代理申請料 / 税込)

	オーストラリア ETA	ニュージーランド eTA	アメリカ ESTA	カナダ eTA
ETA・eTA・ESTA 登録代行	5,500 円	5,500 円	5,500 円	5,500 円

#### ■ ワーキングホリデービザ / 代理申請 (申請書類作成代行・代理申請料 / 税込)

	オーストラリア・ニュージーランド	イギリス
ワーキングホリデービザ代理申請	33,000 円	—

※ ビザ申請料は、国により異なります。別途当社よりご請求または直接大使館等へお支払いいただきます。

※ カナダの各州法が定める成人年齢に満たない方 (州により未成年者扱いの年齢が異なります。18歳未満または19歳未満)。

※ ビザの種類により代行いたしかねる場合もあります。

※ ニュージーランドのeTAは、申請の際、登録申請料実費以外に国際観光税としてNZ\$35が徴収されます。代理申請をご希望される方には、別途国際観光税を当社よりご請求または直接大使館等へお支払いいただきます。

### 3. ビザ取得手続

#### (1) 書類作成代行料及び代理申請料に含まれるサービス

- ・ 申請書の作成と面接予約 (米国のみ)
- ・ 在外公館への代理申請 (米国・英国・スペイン長期学生以外)
- ・ 交付されたビザの受領 (英国・スペイン長期学生以外)

#### (2) 書類作成代行料及び代理申請料に含まれないもの

- ・ 在外公館への申請料実費
- ・ SEVIS (米: 為替レートにより変動)、ESTA (米)、ETA (豪)、eTA (ニュージーランド)、eTA (加) 費用
- ・ 書類の翻訳料金 (必要な場合のみ)
- ・ 健康診断等にかかる費用 (必要な場合のみ)
- ・ 東京 / 大阪ビザセンター申請料 (カナダのみ)

#### (3) 手続の流れ

申込から申請・ビザ取得までの手続は以下のとおりです。

#### 【アメリカ (SEVIS・F1のみ)】

- ア. 申込後、必要書類のご案内
- イ. ご案内した必要書類を当社に返送
- ウ. 記入された質問書などを基に申請書の作成及び面接の予約
- エ. 大使館または領事館にて面接く申込者自身
- オ. 当社にてビザの受領

【カナダ（学生）、ニュージーランド（学生）、オーストラリア（学生）】

- ア. 申込後、必要書類のご案内
- イ. ご案内した必要書類を当社に返送
- ウ. 記入された質問書などを基に当社より申請書を作成
- エ. 当社にて代理申請
- オ. ビザセンターにて申請者自身による個人識別情報登録（申込者自身・カナダのみ）
- カ. 当社にてビザの受領
  - ※ カナダの場合、移民局より発行されるのはカナダでの就学を認める「就学許可証」となります。学生ビザはカナダ入国審査後に発給されます。

【イギリス（学生）、スペイン（学生）】

- ア. 申込後、必要書類のご案内
- イ. ご案内した必要書類を当社に返送
- ウ. 記入された質問書などを基に当社より申請書を作成
- エ. 当社より申請書類のご案内をご本人へ送付
- オ. 英国ビザ申請センターまたは大使館にて申請＜申込者自身＞
- カ. 審査終了後、ビザ申請センターまたは大使館にてビザを受領＜申込者自身＞

【オーストラリア（ワーキングホリデー）、ニュージーランド（ワーキングホリデー）】

- ア. 申込後、必要書類のご案内
- イ. ご案内した必要書類を当社に返送
- ウ. 記入された質問書などを基に当社にて代理申請
- エ. ニュージーランドの場合は TB(結核)スクリーニング指定用紙にて受診、結果通知書を当社へ送付、当社より移民局へ手配
- オ. 当社にてビザの受領

【アメリカ（ESTA）、カナダ（eTA）、オーストラリア（ETA）、ニュージーランド（eTA）】

- ア. 申込後、必要書類のご案内
- イ. ご案内した必要書類を当社に返送
- ウ. 記入された質問書などを基に当社にて代理申請

4. 申込みの取消

ビザ手配をお申込後、申し込み者の都合により、ビザの取消しをされる場合は、以下の取消料金（税込）を差し引いた金額を返金いたします。ただし、第3条「ビザ取得手続き」第（3）項「手続きの流れ」で定める各国の手続きがそれぞれで示す「ウ。」まで終了している場合、返金はございません。

■学生ビザ、就学許可、ワーキングホリデービザの取消料：

申込から申請・ビザ取得までの手続きが	取消料金	代行費用以外の費用	アメリカのみ
① 第3条（3）のアまで終了している場合	3,300円	申請料実費返金あり	SEVIS 返金あり
② 第3条（3）のイまで終了している場合	5,500円	申請料実費返金あり	SEVIS 返金あり
③ 第3条（3）のウまで終了している場合	代行料全額	申請料実費返金なし	SEVIS 返金なし

■電子渡航認証（許可）（アメリカ ESTA、オーストラリア ETA またはカナダ・ニュージーランド eTA）の取消料：

申込から申請・ビザ取得までの手続きが	取消料金	代行費用以外の費用
① 第3条（3）のア・イまで終了している場合	3,300円	申請料実費返金あり
② 第3条（3）のウまで終了している場合	代行料全額	申請料実費返金なし

注意 a. 「学生ビザ、就学許可、ワーキングホリデービザの取消料」で示す「③」及び「電子渡航認証（許可）（ESTA、ETA または eTA）の取消料」で示す「②」の場合は、当社が在日大使館等へのビザ申請取消手続きを行います。

注意 b. 各段階において取消しをされた場合、返金の際にかかる振込み手数料は、申込者の負担となります。

注意 c. 申込者から当社へ書類を郵送される際にかかる通信費は、申込者の負担となります。

注意 d. 当社から申込者へ書類を郵送する際の通信費は、書類作成料及び代理申請料に含まれます。

5. ビザの申請書類作成または代理申請上の注意及び免責事項

- (1) 本サービスは、ビザ取得を保証するものではありません。
- (2) 申込後、明らかにビザ取得が困難であると当社が判断した場合、または日本ご出発予定日までにビザ取得が明らかに困難であると思われる場合は、いかなる理由があっても書類作成及び代理申請をお断りする場合があります。
- (3) ビザが発給されなかった場合（申請が却下となった場合）、お支払いいただいた書類作成料・申請料（実費）は返金致しません。また、却下された場合の理由については、申請された各国の大使館及び領事館等の判断となりますので、当社ではお答えいたしかねます。
- (4) 大使館及び領事館等の判断により追加書類の提出や面接が必要となる場合があります。予めご了承ください。
- (5) 当社の責によらず、大使館及び領事館等の都合により申請書類のフォームまたは申請条件が急遽変更になり、予定の期日までにビザが発給されない場合、あるいは申請が却下となった場合、当社では責任を負いかねますのでご了承ください。
- (6) 日本国籍以外の方は、別途料金を徴収させていただく場合があります。
- (7) ビザ申請料（実費）が大使館及び領事館等の都合により予告なく変更された場合は、差額の精算をさせていただきます。
- (8) ビザが発給されなかった場合に生じる学校申込み変更料や取消料について、請求があった場合はお支払いください。当社では責任を負いかねますのでご了承ください。
- (9) 当社が指定する期日までに第2条（費用の支払い）記載のビザ申請書類作成・代理申請料のお支払いが確認できない場合は、代理申請をお断りする場合があります。
- (10) 各条項にて記載されている金額に対する消費税は、消費税法の改正があった場合、消費税額相当分が変更になります。

6. 本条件書の内容は、2023年6月1日以降に申し込みをされる契約に適用されます。